

京都市告示第366号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「改正法」という。）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号（改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成24年12月18日

京都市長 門川大作

施術者指定

| 施術者の氏名 | 施術所の名称                 | 所在地                           | 指定年月日           |
|--------|------------------------|-------------------------------|-----------------|
| 田鍋 雅裕  | タナベ接骨院                 | 北区大宮南椿原町21-1                  | 平成24年10月<br>1日  |
| 梶井 里恵  | 和診堂鍼灸整骨院               | 上京区丸太町通堀川西入西丸太町191アルテハイム二条城1F | 平成24年9月<br>20日  |
| 木下 英博  | 聖護院接骨鍼灸院               | 左京区聖護院山王町21-2                 | 平成24年11月<br>1日  |
| 岩田 芳典  | 須田接骨院                  | 山科区安朱中溝町12-14                 | 平成24年9月<br>1日   |
| 高松 久仁彦 | やわら整骨院                 | 右京区太秦帷子ヶ辻町26-3<br>HERSED'OR3号 | 平成24年11月<br>14日 |
| 後藤 章   | 有限会社アグレスグループ 在宅マッサージ楽楽 | 西京区桂木下町16-28-2<br>01          | 平成24年11月<br>16日 |

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)